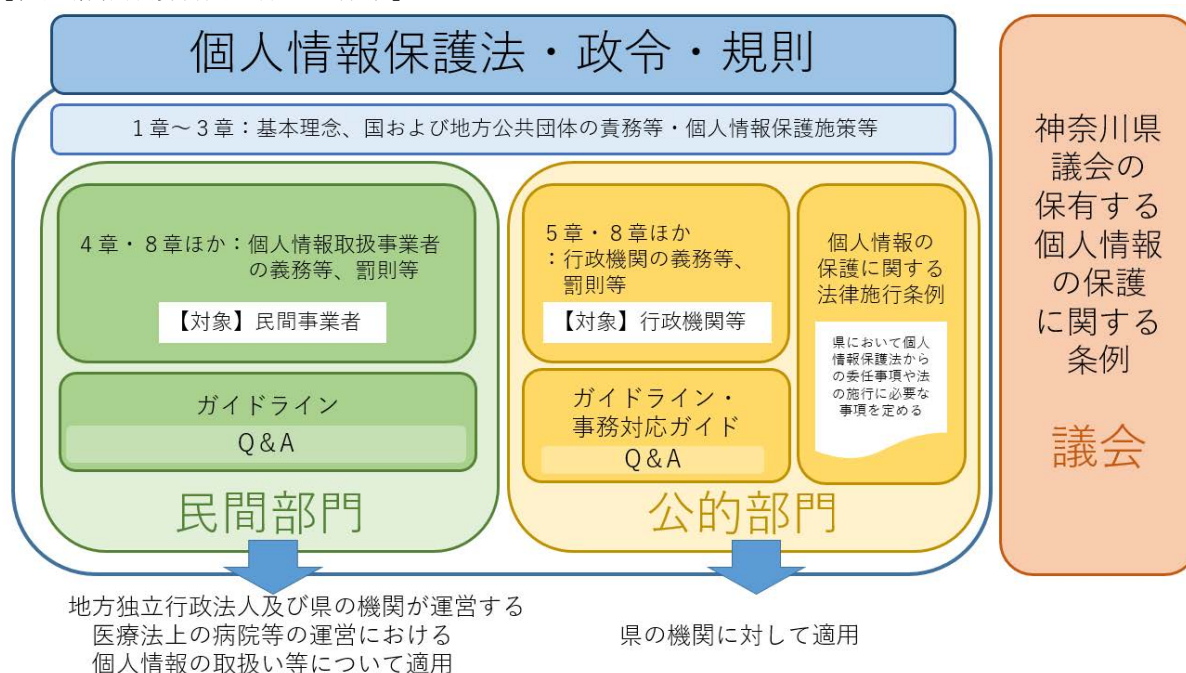


個人情報保護制度

はじめに 県における個人情報保護制度について

- 県における個人情報保護の取組みについては、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）に基づき推進してきましたが、令和5年4月1日より、国の行政機関や地方公共団体（議会を除く。）の個人情報の取扱い等に関する全国的な共通ルールとして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）における公的部門の規律が適用されることとなりました。
- このことに伴い、県は、神奈川県個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に必要となる事項等を定めた個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）を制定しました。
今後は、法と同条例を踏まえ、これまでと同様の適切な運用を確保していくことにより、県の個人情報保護の取組みを推進することとしています。
- また、医療分野・学術分野における個人情報の取扱いに関する規制を統一するため、地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの及び病院事業の経営を目的とするもの（※）並びに県の機関が運営する医療法上の病院等の運営における個人情報の取扱い等について、原則として、法における民間の個人情報取扱事業者と同様の民間部門の規律が適用されることから、当該規定に基づき適切に運用します。
※ 県においては県立病院機構、県立産業技術総合研究所、県立保健福祉大学（令和7年3月31日時点）
- なお、県の機関のうち、議会には法が適用されないため、議会においては神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第65号）を制定し、令和5年4月1日より、同条例に基づき個人情報保護の取組みを推進することとしています（議会の個人情報保護制度の運用状況については、別紙をご覧ください。）。

【個人情報保護制度に係る法体系】



I 個人情報保護制度の運用状況

1 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求制度の利用状況

請求者数は、1,756人（前年度1,798人、前年度比2.34%減）でした（表1）。

（表1）保有個人情報の開示等請求制度の利用状況

年 度	請求者数 (人)	保有個人情報の開示等請求件数			合 計
		開示請求	訂正請求	利用停止請求	
令和5年度	1,798	1,795	3	0	1,798
令和6年度	1,756	1,742	13	1	1,756

（備考）「請求者数」とは、請求を受け付けた件数（令和6年度は1,760件）から、取下げ件数（令和6年度は4件）を除いたものです。なお、「取下げ」とは、請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいい、令和6年度は、開示請求で4件の取下げがありました。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

（1）開示請求への決定の件数

令和6年度の保有個人情報の開示請求の件数は、1,742件（前年度比2.95%減）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が350件（全体の20.1%）、一部開示が1,311件（同75.3%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が81件（同4.6%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一部開示		不 開 示		計	
令和5年度	430	(24.0%)	1,290	(71.9%)	75	(4.2%)	1,795	(100%)
令和6年度	350	(20.1%)	1,311	(75.3%)	81	(4.6%)	1,742	(100%)

（備考1）令和6年度の開示81件のうち、4件は全部不開示、75件は不存在、1件は存否応答拒否、1件は適用除外によるものでした。

（備考2）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。

(2) 県の機関等別決定件数

保有個人情報の開示請求の決定件数を県の機関及び地方独立行政法人別にみると、警察本部長の1,226件が最も多く、次いで病院機構の243件となりました（表3）。

（表3）年度別県の機関等別内訳

（単位：件）

実 施 機 関 名	令和6年度	令和5年度	対前年度
知 事	155	117	38
公 営 企 業 管 理 者	99	84	15
教 育 委 員 会	22	29	△7
人 事 委 員 会	1	0	1
監 査 委 員	0	0	±0
労 働 委 員 会	0	0	±0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	±0
収 用 委 員 会	0	0	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公 安 委 員 会	0	0	±0
警 察 本 部 長	1,226	1,228	△2
病 院 機 構	243	337	△94
産業技術総合研究所	0	0	±0
保 健 福 祉 大 学	0	0	±0
決 定 件 数 計	1,742	1,795	△53

(3) 訂正請求の状況

決定件数は13件であり、決定状況は、訂正が1件、不訂正が12件となっています。

(4) 利用停止請求の状況

決定件数は1件であり、決定状況は、利用不停止が1件となっています。

3 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成状況

法第75条の規定に基づき、個人情報ファイル（個人情報のデータベース等）の利用目的や記録項目等といった“あらまし”を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しています。個人情報ファイル簿の作成対象は、記録される本人の数が1,000人以上等の一定の要件を満たす個人情報ファイルです。

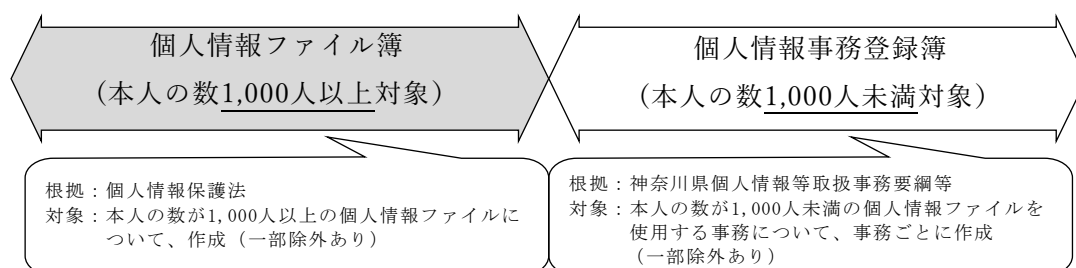
しかし、県には記録される本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルも多く存在することから、県の機関等ごとに作成する要綱等の規定に基づき、これらの個人情報ファイルを取り扱う事務について個人情報事務登録簿を作成し、公表することとしています（※）。

個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿により、県の機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより、県における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようになることで、県における保有個人情報の適正な取扱いの確保を図っています。

令和6年度末時点の各機関の個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿の作成件数は（表4）のとおりでした。

※ 県の機関のうち、知事においては神奈川県個人情報等取扱事務要綱の規定に基づき作成しています。知事以外の機関や地方独立行政法人（県立病院機構を除く。）においても、各機関の事務の性質等を踏まえ、各機関の要綱等に基づき作成しています。

【個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿のすみわけ】



(表4) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の機関別件数 (単位：件)

機関		個人情報ファイル簿	個人情報事務登録簿
神奈川県知事		282	4,051
内 訳	政策局	15	284
	総務局	12	142
	くらし安全防災局	8	177
	文化スポーツ観光局	17	185
	環境農政局	28	746
	福祉子どもみらい局	79	797
	健康医療局	64	687
	産業労働局	41	391
	県土整備局	14	570
	会計局	4	20
	地域県政総合センター	0	52
神奈川県公営企業管理者		11	108
神奈川県教育委員会		99	397
神奈川県選挙管理委員会		0	38
神奈川県人事委員会		1	60
神奈川県監査委員		0	35
神奈川県公安委員会		0	1
神奈川県警察本部長		26	244
神奈川県労働委員会		0	34
神奈川県収用委員会		0	21
神奈川県海区漁業調整委員会		0	22
神奈川県内水面漁場管理委員会		0	12
神奈川県立病院機構		10	—※
神奈川県立産業技術総合研究所		4	61
神奈川県立保健福祉大学		0	45
合計		433	5,129

(令和7年3月31日現在)

※ 県立病院機構においては、個人情報事務登録簿を作成していません。

4 個人情報等の取扱状況（公的部門の規律の適用について）

県の機関が保有する個人情報等の取扱い等については、主に法第5章による公的部門の規律が適用されます。

これらの取扱状況は、次のとおりです。

(1) 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

法第69条第1項の規定により、県の機関は保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないことを原則としていますが、同条第1項に基づく法令の規定による場合又は同条第2項各号のいずれかに該当する場合に、例外的に利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することができます。

令和6年度に、県の機関が個人情報ファイル（個人情報ファイル簿を作成・公表したものに限る。）に記録された保有個人情報を利用目的以外の目的で利用又は提供した件数は、6,467件でした。法第69条の根拠規定別では、同条第1項による法令に基づく提供が最も多く、6,103件でした（表5）。利用・提供先別では、主に国や他の地方公共団体に対して提供しました（表6）。

【目的外利用・提供に係る根拠規定】

根拠規定	利用・提供できる場合
法第69条第1項	法令（条例を除く）に基づく場合
法第69条第2項第1号	①本人の同意があるとき、②本人に提供するとき
法第69条第2項第2号	行政機関等が法令（条例も含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、保有個人情報を内部で利用する場合で、相当の理由があるとき
法第69条第2項第3号	他の行政機関等に提供する場合で、提供を受ける者が法令（条例も含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用する場合で、相当の理由があるとき
法第69条第2項第4号	①専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき、②本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、③その他保有個人情報を提供することについて、特別の理由があるとき

（表5）保有個人情報の目的外利用・提供件数（根拠規定別）

（単位：件）

法第69条					合計
第1項	第2項第1号	第2項第2号	第2項第3号	第2項第4号	
6,103	151	3	189	21	6,467

【(参考) 法第 69 条第 2 項第 4 号の規定による目的外提供の内訳】

(単位：件)

目的外提供できる場合			合計
①専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき	②本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき	③その他保有個人情報を提供することについて、特別の理由があるとき	
21	0	0	21

(表 6) 保有個人情報の目的外利用・提供件数 (利用・提供先別)

目的外利用/目的外提供		根拠規定	件数
目的外利用 (機関内)		法第 69 条第 1 項 (法令)	61
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	5
		法第 69 条第 2 項第 2 号 (相当の理由)	3
		小計	66
目的外提供 (機関外)	他の機関へ提供	法第 69 条第 1 項 (法令)	682
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	54
		法第 69 条第 2 項第 3 号 (相当の理由)	23
		小計	759
	国へ提供	法第 69 条第 1 項 (法令)	2, 726
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	4
		法第 69 条第 2 項第 3 号 (相当の理由)	4
		法第 69 条第 2 項第 4 号 (特別の理由等)	0
		小計	2, 735
	独立行政法人等 へ提供	法第 69 条第 1 項 (法令)	0
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	0
		法第 69 条第 2 項第 3 号 (相当の理由)	0
		法第 69 条第 2 項第 4 号 (特別の理由等)	2
		小計	2
	他の地方公共団体 へ提供	法第 69 条第 1 項 (法令)	2, 347
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	88
		法第 69 条第 2 項第 3 号 (相当の理由)	162
		法第 69 条第 2 項第 4 号 (特別の理由等)	5
		小計	2, 605
	地方独立行政法人 へ提供	法第 69 条第 1 項 (法令)	0
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	0
		法第 69 条第 2 項第 3 号 (相当の理由)	0
		法第 69 条第 2 項第 4 号 (特別の理由等)	4
		小計	4
	上記以外の個人 又は団体へ提供	法第 69 条第 1 項 (法令)	287
		法第 69 条第 2 項第 1 号 (本人同意)	0
		法第 69 条第 2 項第 4 号 (特別の理由等)	10
		小計	297
合計			6, 467

【主な目的外利用例】

- ・ 暮らし安全防災局において、消費生活相談情報に記録された保有個人情報を、特定商取引に関する法律第 66 条の 2 及び同法第 68 条の規定により、当該局内で目的外利用した。

【主な目的外提供例】

＜法第 69 条第 1 項の規定による法令に基づく場合＞

- ・ 県警察本部において、運転者管理ファイルに記録された保有個人情報を、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定により、他の地方公共団体（警察本部又は警察署）へ目的外提供した。
- ・ 総務局において、滞納者情報管理システムに記録された保有個人情報を、国税徴収法第 146 条の 2 の規定により、国（税務署）へ目的外提供した。
- ・ 企業局において、上下水道管理料金システムに記録された保有個人情報を、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定により、他の地方公共団体（警察本部又は警察署）へ目的外提供した。

＜法第 69 条第 2 項第 3 号の規定による相当の理由があるとき＞

- ・ 県警察本部において、警察相談管理ファイルに記録された保有個人情報を、他の地方公共団体（市区町村）が住民基本台帳事務における支援措置申出に係る照会の事務処理のために必要であるとして、他の地方公共団体（市区町村）へ目的外提供した。
- ・ 企業局において、受水槽管理システムに記録された保有個人情報を、神奈川県簡易専用水道及び小規模貯水槽水道事務取扱要領に基づき報告するために必要であるとして、他の地方公共団体（市区町村）へ目的外提供した。

(2) 令和6年度漏えい等事案の発生状況

県の機関の保有個人情報等の適切な取扱いについては、要綱等（知事においては「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」をいう。知事以外の機関については機関ごとの規程等をいう。）に定め、要綱等の規定に基づき、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとしています。県の機関において、保有個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれが発生した場合には、要綱等に定める報告体制に基づき、速やかに事案の内容を各機関における総括保護管理者に報告するほか、報告されたすべての事案について、再発防止のための必要な措置を講ずることとしています。

令和6年度に県の機関において報告された事案の件数は、（表7）のとおりで、これらの事案の具体的な発生状況については（表8）から（表11）のとおりでした。これらの事案のうち、法第68条第1項の規定により、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条各号に定めるものは、個人情報保護委員会へ報告することとされており、当該報告案件は（表12）のとおりでした。

（表7）事故等の機関別の件数

機関		件数
神奈川県知事		43
内訳	政策局	4
	総務局	3
	くらし安全防災局	3
	文化スポーツ観光局	4
	環境農政局	4
	福祉子どもみらい局	9
	健康医療局	10
	産業労働局	3
	県土整備局	2
	会計局	0
	地域県政総合センター	1
神奈川県公営企業管理者		5
神奈川県教育委員会		17
神奈川県選挙管理委員会		1
神奈川県人事委員会		0
神奈川県監査委員		0
神奈川県公安委員会		0
神奈川県警察本部長		75
神奈川県労働委員会		0
神奈川県収用委員会		0
神奈川県海区漁業調整委員会		0
神奈川県内水面漁場管理委員会		0
合計		141

(表8) 事案別件数

※複数該当あり (単位: 件)

安全管理措置義務違反		職員等の義務違反 (法第67条、第176条、 第180条違反)	目的外利用・ 提供違反 (法第69条、第71条違反)	合計
県の機関の違反 (法第66条第1項違反)	受託者等の違反 (法第66条第2項 第1号・2号違反)			
120	19	2	1	142

(表9) 類型別件数

※複数該当あり (単位: 件)

不正 アクセス	誤交付	誤送付	誤廃棄	紛失	盗難	職員 不正	その他	合計
3	26	46	14	44	0	2	9	144

(表10) 本人への対応、事案の公表の実施状況別件数

対応状況	件数
本人への対応 (通知を含む。)	90
事案の公表	20

(表11) 個人情報に係る本人の種類別・人数別件数

(単位: 件)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	89	20	1	5	115
職員等のみに係る情報	6	0	0	0	6
県民・職員に係る情報	12	6	1	1	20
合計	107	26	2	6	141

(備考) 「100人以上」の6件のうち2件は、法第68条第1項における「保有個人情報の漏えい」等に該当せず、個人情報保護委員会への報告を行っていません。そのため、(表12)「規則第43条第4号 100人超」には計上していません。

(表12) 個人情報保護委員会へ規則第43条該当として報告した事案別件数 (単位: 件)

規則第43条第1号 要配慮個人情報	規則第43条第2号 財産的被害	規則第43条第3号 不正の目的	規則第43条第4号 100人超	合計
25	0	3	4	32

【事故・不祥事防止への対応】

県では、県機関が主催する職員研修、職員向けに作成した「個人情報に係る事故事例集」や研修資料の周知などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

(3) 行政機関等匿名加工情報制度の実施状況

行政機関等匿名加工情報制度とは、行政機関等が保有する個人情報について、民間の事業者等から提案があった場合に、提案を審査の上、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにして提供する制度です。なお、提案募集の対象は、個人情報ファイル簿として公表された個人情報ファイルのうち、法第60条第3項各号の規定による要件を満たす個人情報ファイルであり、県の機関は当該個人情報ファイルについて毎年度1回以上提案募集を行います。

令和6年度において、県の機関において提案募集の対象となった個人情報ファイル数は（表13）のとおりで、令和7年2月17日から同年3月19日まで提案募集を行いましたが、県に対して提案はありませんでした。

（表13） 令和6年度に提案募集の対象となった個人情報ファイル数

提案募集の対象となった個人情報ファイル数	281件
----------------------	------

参考：令和6年度末時点における個人情報ファイルの数は、433件

5 個人情報等の取扱状況（民間部門の規律の適用について）

県立病院機構、県立産業技術総合研究所及び県立保健福祉大学並びに県の機関が運営する医療法上の病院等の運営における個人情報等の取扱い等については、法第58条第1項第2号及び同条第2項第1号の規定により、法第4章における民間部門の規律が適用されます。

これらの取扱状況は、次のとおりです。

(1) 個人情報又は個人データの目的外利用等の状況

個人情報ファイル（個人情報ファイル簿を作成・公表したものに限り）に記録された個人情報又は個人データについて、令和6年度における法第18条又は第27条の規定による目的外利用、第三者提供、又は共同利用の状況は、（表14）及び（表15）のとおりでした。

（表14）目的外利用・第三者提供・共同利用件数

目的外利用/第三者提供/共同利用		根拠規定	件数
個人情報の目的外利用		法第18条第1項、第3項	0
個人データの 第三者提供	本人の同意に基づく場合	法第27条第1項柱書	0
	法令に基づく場合	法第27条第1項第1号	26
	人の生命・身体・財産の保護に必要な場合	法第27条第1項第2号	0
	公衆衛生・児童の健全育成に必要な場合	法第27条第1項第3号	0
	国の機関等の事務遂行に協力が必要な場合	法第27条第1項第4号	0
	学術研究の成果の公表・教授のために提供する場合 （提供元が学術研究機関等）	法第27条第1項第5号	0
	学術研究目的で提供する場合 （提供元が学術研究機関等）	法第27条第1項第6号	0
	学術研究目的で提供する場合 （提供先が学術研究機関等）	法第27条第1項第7号	0
	オプトアウトの場合	法第27条第2項	0
個人データの共同利用		法第27条第5項第3号	0
合計			26

（表15）法第27条第1項第1号に基づく提供の機関別内訳件数

機関	件数
知事	24
県立病院機構	2
合計	26

【主な提供例（第三者提供）】

＜法第 27 条第 1 項第 1 号（法令に基づく場合）＞

- ・ 煤ヶ谷診療所において、診療報酬請求システムに記録された個人データを、健康保険法第 76 条第 1 項の規定により、社会保険診療報酬支払基金神奈川支部や神奈川県国民健康保険団体連合会へ提供した。

(2) 令和 6 年度漏えい等事案の発生状況

地方独立行政法人及び県の機関が運営する医療法上の病院等の運営における個人情報等の適切な取扱いについては、法や各地方独立行政法人の定める規程等に基づき、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとしています。地方独立行政法人等において、個人データを含む保有する個人情報等の漏えい等が発生した場合には、各地方独立行政法人等の定める規程等に基づき、報告されたすべての事案について、再発防止のための必要な措置を講ずる等の対応を行っています。

令和 6 年度に報告された事案に係る機関及び件数は、(表16) のとおりで、これらの事案の具体的な発生状況については(表17) から(表20) のとおりでした。これらの事案のうち、法第26条第 1 項の規定により、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則第 7 条各号に定めるものは、個人情報保護委員会へ報告することとされており、当該報告案件は(表21) のとおりでした。

(表16) 事故等に係る機関別内訳件数

機関	件数
県の機関	0
県立病院機構	19
県立産業技術総合研究所	1
県立保健福祉大学	1
合計	21

(表17) 事案別件数

(単位: 件)

安全管理措置義務違反		従業者の 監督義務違反 (法第24条違反)	委託先の 監督義務違反 (法第25条違反)	目的外利用、 第三者提供等の違反 (法第18条、 第27条違反)	その他	合計
機関の違反 (法23条違反)	受託者の違反 (法第23条違反)					
19	2	0	0	0	0	21

(表18) 類型別件数

(単位 : 件)

不正 アクセス	誤交付	誤送付	誤廃棄	紛失	盗難	職員 不正	その他	合計
0	9	5	0	0	0	0	7	21

(表19) 本人への対応、事案の公表の実施状況別件数 ※複数該当あり

対応状況	件数
本人への対応（通知を含む。）	20
事案の公表	2

(表20) 個人情報に係る本人の種類別・人数別件数

(単位 : 件)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人～ 999人	1000人以上	合計
県民のみに係る情報	15	3	0	2	0	20
職員等のみに係る情報	0	0	0	0	0	0
県民・職員に係る情報	1	0	0	0	0	1
合 計	16	3	0	2	0	21

(表21) 個人情報保護委員会へ報告した事案別件数

(単位 : 件)

規則第7条第1号 要配慮個人情報	規則第7条第2号 財産的被害	規則第7条第3号 不正の目的	規則第7条第4号 1,000人超	合計
14	0	0	0	14

6 安全管理監査の状況

県の機関が保有する個人情報等の適切な管理を検証するため、県の機関ごとに定める要綱等の規定に基づき、保有個人情報等の管理の状況について監査を行うこととしています。

令和6年度の実施状況については、県の機関においては全ての機関で監査を実施するとともに、地方独立行政法人においても全ての機関で監査を実施しました。

実施結果については、知事において、指摘事項（法令又は要綱等への違反が認められた案件のうち、保有個人情報等の適正な管理のための対応措置を速やかに講ずる必要があるような重大な法令又は要綱等への違反の事項）に該当する不適切な取扱いが1項目（1所属）ありました。なお、知事以外の機関において、指摘事項に該当する不適切な取扱いはありませんでした。

また、知事等の一部の機関において、注意事項（保有個人情報等の適正な管理が行われていなかったものの、既に対応措置が図られているものや、ただちに対応を要するとまではいえない違反の事項）がありましたので、再発防止を徹底すべきものとして、注意喚起を行いました。

＜指摘事項の概要及び対応状況＞

該当所属が所管する委託契約において、個人情報保護に必要な措置を契約書等に特記事項として定めていませんでした。

監査責任者から該当所属に対して改善措置について指示し、該当所属から監査責任者に「指摘事項に対する改善計画書」が提出されました。

今後、改善計画書に基づく改善措置の実施について、「改善措置実施結果報告書」により確認します。

＜注意事項の主な内容＞

- ・アクセス制御のために必要な措置の実施漏れ
- ・保有個人情報の漏えい等事案の報告期限の超過
- ・保有個人情報の目的外利用・提供状況の報告漏れ

Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況

保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定等に不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行うことができます。審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき県の機関等は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、行政不服審査法に基づき設置した神奈川県個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）に諮問しなければならないとされています。議会についても、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条第1項の規定により、個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされています。

個人情報保護審査会は、諮問に応じて調査審議し、その結果を報告することとしています。

なお、令和4年度以前に神奈川県個人情報保護条例の規定に基づき諮問され、その調査審議が令和5年度以降も継続している案件については、神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例（令和4年神奈川県条例第88号）附則第5項の規定により、令和5年度以降も個人情報保護審査会で審議しています。

令和6年度中に、個人情報保護審査会は12回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、9件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

令和7年3月31日現在（50音順）

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 畠 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日

1 個人情報保護審査会の開催状況

回 数	開催年月日	審 議 内 容
第342回	令和6年4月25日	・諮問第249号、第251号及び第252号について審議した。
第343回	令和6年5月24日	・諮問第251号、第252号及び第256号について審議した。
第344回	令和6年6月17日	・諮問第251号、第252号及び第256号について審議した。
第345回	令和6年7月29日	・諮問第256号について審議した。
第346回	令和6年8月22日	・諮問第256号、第242号及び第248号について審議した。
第347回	令和6年9月26日	・諮問第253号、第254号、第256号、第242号及び第248号について審議した。
第348回	令和6年10月21日	・諮問第253号、第254号、第242号及び第248号について審議した。
第349回	令和6年11月11日	・諮問第242号、第248号及び第260号について審議した。
第350回	令和6年12月24日	・諮問第242号、第248号及び第260号について審議した。
第351回	令和7年1月30日	・諮問第242号、第248号、第260号、第257号及び第258号について審議した。
第352回	令和7年2月18日	・諮問第257号、第258号及び第260号について審議した。
第353回	令和7年3月18日	・諮問第260号及び第259号について審議した。

2 開示等の決定に対する審査請求の状況

令和6年度は、開示等の決定に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は11件あり、個人情報保護審査会において審議を行い、9件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが7件、原処分の一部を妥当でないとするものが1件、原処分を不当とするものが1件となりました（表22）。

令和5年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.6回、諮問から答申までの平均日数は886.2日でしたが、令和6年度に答申があった案件については、平均審議回数は4.3回、諮問から答申までの平均日数は765.0日となりました。

なお、令和6年度中に諮問された案件、審議中の案件、答申・裁決等がなされた案件は、（表23）のとおりです。

（表22）令和6年度 審査請求の処理状況（令和7年3月31日現在）

（単位：件）

年度	件 数			処 理 状 況					
	継続審議 件数	当該年度 受理 (諮問)	個人情報保護審査会からの答申（※）			取下げ	審議中		
			○	△	×				
令和５年度	17	13	4	5	3	2	0	0	12
令和６年度	23	12	11	9	7	1	1	1	13
対前年度	6	△1	7	4	4	△1	1	1	1

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

（表23）個人情報保護審査会へ諮問された審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した種別は、以下の請求を示します。

開示…保有個人情報の開示請求
訂正…保有個人情報の訂正請求
利用停止…保有個人情報の利用停止請求

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和7年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	種別	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
242	特定病院に係る受診履歴等に関する文書一部不開示の件	開示	病院機構	R2. 11. 30	R3. 2. 15	R7. 2. 10	238	○	R7. 2. 26	答申どおり (棄却)
248	特定病院の発出した書面に係る起案文書等開示の件	開示	病院機構	R3. 5. 25	R3. 10. 22	R7. 2. 10	239	○	R7. 2. 26	答申どおり (棄却)
249	措置入院に関する診断書等不訂正の件	訂正	知事	R3. 8. 12	R3. 10. 28	R6. 5. 31	232	○	R6. 8. 2	答申どおり (棄却)
250	警察相談受理票等文書不存在の件	開示	公安委員会	R4. 2. 3	R4. 4. 6	取下げ				
251	部活動インストラクターの委嘱に関する文書等一部不開示の件	開示	教育委員会	R4. 6. 13	R4. 8. 30	R6. 6. 26	233	○	R6. 7. 8	答申どおり (棄却)
252	特定説明会の記録に係る文書不存在の件	開示	教育委員会	R4. 8. 19	R4. 10. 19	R6. 6. 26	234	○	R6. 7. 8	答申どおり (棄却)
253	特定事案に関する特定警察署作成文書不開示（存否応答拒否）の件（その1）	開示	公安委員会	R4. 11. 24	R5. 2. 22	R6. 12. 4	236	○	R6. 12. 18	答申どおり (棄却)
254	特定事案に関する特定警察署作成文書不開示（存否応答拒否）の件（その2）	開示	公安委員会	R4. 11. 24	R5. 2. 22	R6. 12. 4	237	○	R6. 12. 18	答申どおり (棄却)
255	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件（その3）	開示	知事	R5. 4. 27	R5. 6. 30	(審議中)				
256	特定学校法人が提出した事故報告書の一部不開示の件	開示	知事	R5. 7. 26	R5. 10. 13	R6. 10. 8	235	△	R6. 10. 29	答申どおり (一部認容)
257	特定事案に関する特定警察署作成文書一部不開示の件（その1）	開示	公安委員会	R5. 12. 18	R6. 2. 21	(審議中)				
258	特定事案に関する特定警察署作成文書一部不開示の件（その2）	開示	公安委員会	R5. 12. 18	R6. 2. 21	(審議中)				
259	特定診察結果等に関する文書等訂正の件	訂正	知事	R6. 2. 8	R6. 4. 1	(審議中)				
260	特定学校法人が提出した報告書の一部不開示の件	開示	知事	R5. 11. 2	R6. 5. 9	R7. 3. 27	240	×		
261	特定学校の特定個人に係る文書一部不開示の件	開示	教育委員会	R6. 3. 15	R6. 5. 24	(審議中)				
262	特定拾得物に係る文書一部不開示の件	開示	公安委員会	R6. 3. 27	R6. 7. 25	(審議中)				
263	特定個人に関する照会結果文書不存在の件	開示	知事	R6. 9. 18	R6. 11. 27	(審議中)				
264	特定個人に係る警察署通報事案受理票一部不開示の件	開示	公安委員会	R6. 9. 6	R6. 11. 28	(審議中)				

諮問 番号	審査請求案件	種別	受理 機関	審査請求 年 月 日	諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申 内容	裁 決 年 月 日	裁 決 内 容
265	特定警察署作成文書一部不開示 の件（その１）	開示	公 安 委員会	R6. 9. 24	R6. 12. 26					（審議中）
266	特定警察署作成文書一部不開示 の件（その２）	開示	公 安 委員会	R6. 9. 24	R6. 12. 26					（審議中）
267	特定警察署作成文書一部不開示 の件（その３）	開示	公 安 委員会	R6. 9. 24	R6. 12. 26					（審議中）
268	特定学校法人が提出した事故報 告書の一部不開示の件（第三者 申立て）	開示	知事	R6. 11. 5	R7. 2. 10					（審議中）
269	特定事案に係る調査資料一部不 開示の件	開示	知事	R7. 1. 20	R7. 2. 28					（審議中）